

## 平成7年9月定例会文化労働常任委員会 10月13日

(鈴木和夫君) 平成七年度の九月の補正予算の審議につきまして、私も初めての委員会質問でございますので、従前の委員会審議につきまして逸脱する部分もあろうかと思っておりますけれども、初めてということでもよろしくお願いいたしますと思います。

それでは最初に、私の方から生活文化部につきまして何点かお尋ねいたしたいと思います。

生活文化部の泉州国際市民マラソンの開催費補助金につきまして、お尋ねいたしたいと思います。

府民の生涯スポーツ振興に資するために、来年の二月十八日に行われます泉州国際市民マラソン実行委員会主催のマラソン大会に、今回の補正予算で二千万円の補助金が計上されておりますけれども、私も、このように大阪府下で地域の文化イベントといいますが、スポーツイベントといいますが、こういった形での開催につきましては、大変私はすばらしいことだと思っております。

今回のこの補正予算で上がってきました二千万につきまして、どのような今回の開催の単位あるいは内容、そういったものについての要綱と、そして二点目につきましては、どのような背景で今回この補助金を出すことになったのか、二点についてお尋ねいたしたいと思います。

文化課長(松本薫君) 泉州国際市民マラソンは、関西国際空港開港記念イベントとして、平成六年二月に泉州九市四町の機運の盛り上がりによって開催されたものでございます。

本府としては、この大会を、環太平洋ヨットレースなどと同様に、関西国際空港の開港を記念し、空港と泉州、大阪を広く内外にアピールするとともに、地域の活性化と国際化に資する絶好の機会と考え、主催者の一員として分担金三千万円を負担したものであります。

この開港イベントは、一万人以上の応募者がございました。そして、抽せんの結果、海外十八カ国から百五名を含む約三千人の参加者があり、観客数が約六十五万人、そしてまたテレビで放映されました。大会の運営を通じて、市町間の連携協調がより密接なものとなったことなど大成功のうちに終了したところであります。

こうしたことから、地元九市四町として、引き続き第二回大会を平成七年二月十九日に実施することとし、府としても、関空キャンペーンを行う立場からこの大会を継続されることが意義あるものと考え、補助金として二千万円の予算措置をしたところであります。

本年度におきましては、大会が昨年と同様の趣旨で開催されるとともに、昨年度予定していた大会が阪神淡路大震災により中止となったこともあり、このたびの補正予算案で改めて同額の補助金二千万円を計上したところでございます。

以上でございます。

(鈴木和夫君) 当初の計画では、関西新空港のイベントという趣旨でなさいました。昨年は阪神大震災ということで中止ということで、今回三年目になるわけですけれども、私は、このような計画された事業につきましては、九市四町という広域的なイベントでございますし、早くからこの二月の行事については計画があったと思っておりますけれども、どうしてこういう補正で上がってきたのか、本来であれば、事前にわかっておる形でございますし、助成金を出すという制度から考えると、当初予算で上げてくるのが本来の筋じゃないかと思っておりますけれども、それについてはどうして今回のこの九月補正で上げられたのか、お尋ねいたしたいと思います。

文化課長(松本薫君) 今回補正でお願いいたしましたのは、実施主体でございます実行推進委員会、実行委員会等の設置が四月以降にずれ込みまして、七月に初めての総会を開いた経過もございまして、それで来年の二月に実施することが決定いたしましたので、今回の九月補正でお願いいたしましたので、そういうことでございます。

(鈴木和夫君) 当初の形は、関西新空港の開港イベントですから文化事業ということになると思いますが、今回、本来マラソンからすると、私は所管的には、青少年課といいますが教育委員会といいますが、そういったところで主催するのが筋ではないかというふうに思いますし、今回のこの開催につきましてのそういった基準といいますが、そういったものが私ははっきりと見えてこないように思いますので、どういう形で、今回の二千万円の助成された法的な助成基準といいますが、根拠をお教え頂きたいと思っております。

文化課長（松本薫君） なぜ文化課でこの所管をするのかということですが、先ほど御説明いたしましたように、泉州国際市民マラソンは、関西国際空港開港記念イベントとして実施したものでございますが、その後、私どもの方の所管でございますが、関西国際空港開港記念キャンペーンということを担当しておりますので、今回も引き続き私の方で担当したわけでございます。

そして、今回のイベントの補助基準といたしましては、先ほども一部申し上げましたが、一つ大きいものとして、関西国際空港開港記念として実施される事業であること、そして複数の市町村が共同で実施する国際的な大規模イベントであり、少なくとも府内全域の在住者を対象とするものであること、また将来的に大阪を代表するようなイベントに育つ見込みがあること、そして府民の生涯スポーツの振興に大きく寄与すること、そして地域の振興や市町村間の連携協力の促進につながるものであることということでございます。

（鈴木和夫君） 今おっしゃった四点ないし五点の開催基準についてですけれども、その分につきましては、本府としてのそういうような助成基準にのっとった形なのか、どういう形の根拠かとお尋ねしますので、お答え頂きたいと思います。

文化課長（松本薫君） ただいま申し上げました基準は、今回の泉州国際市民マラソンに関する基準でございます。

（鈴木和夫君） そういたしますと、本府がいろんなそれぞれの大阪府下における市町村が開催する、あるいは市町村での市民団体が開催するイベント、行事についての助成の基準というものはあるのかないのか、お尋ねいたしたいと思います。

文化課長（松本薫君） 文化課としては、府下市町村で行われているイベントについての基準、制度等ございません。

（鈴木和夫君） ずっとお尋ね申し上げまして、こういうような二千万という公金を助成するにつきましては、確たるそういった基準があってこそ初めて出せるものでありまして、私は泉州マラソンについて反対しているわけでも何でもないわけで、どんどんこういった形につきましては支援すべきだと考えております。ただ、その基準を明確にしておかなければ、それぞれの各市町村からのそういったイベントについて、自分の市でもそういったものをしてほしいという声が当然今回上がってくるだろうと思います。

そうしますと、今回、先ほどおっしゃったように、当初は、この泉州マラソンについては関西国際空港開港記念という冠がつけましたけれども、もうその冠がないわけで、これから、今回は別といたしましても、来年以降どういう形でされるのか、お尋ねいたしたいと思います。

文化課長（松本薫君） 今後この泉州国際市民マラソンに補助金を続けることにつきましては、先ほども御説明いたしましたように、今まだ関西国際空港のキャンペーン期間中でもありまして、私の方は、今回三回目でございますが、九月補正の措置をお願いしておりますところでございますが、来年度以降につきましては、今後のキャンペーン事業の推移を見ながら、補助のあり方についても十分検討してまいりたいと考えております。

（鈴木和夫君） 少し視点を変えまして御質問したいんですけども、今私、先ほど申し上げましたように、大阪府下でもそれぞれ市民団体が大阪府民のためにいろんな文化事業と申しますが、文化イベントがあるのかと思います。

私の地元の枚方市でも、昭和五十一年から枚方まつりという形で、果敢な市民、ＪＣが中心になりまして、多くのそういったイベントをしてまいりまして、昭和五十九年からくわんか花火大会ということで、ことしですけれども第二十目を迎えて、大阪府下、この枚方のみならず寝屋川、門真、守口あるいは対岸の高槻、島本、茨木あるいは京都の八幡という形で、約五十八万人の方が参加いたしまして、広く広域的なイベントとして定着をしてまいりました。

ところが、泉州マラソンと同じように、市民の団体が主催をいたしてありまして、それぞれ独自で、自力で運営資金と申しますが、事業資金を確保している状態でありまして、大変その資金集めに苦悩しておられるわけでございます。こういった形でも一つの助成制度というものが考えられないのか。私は、生活文化部といえ、花火が

文化がどうかわかりませんが、むしろ生活文化部からすると、このような事業にこそ助成されるのが本来の筋ではないかと思いますが、御見解をお尋ねいたしたいと思います。

文化課長（松本薫君） 現在、地域イベントにつきましては、大阪府、大阪市、経済団体等で構成組織しております財団法人大阪21世紀協会を通じまして、住民意識の高揚、施設整備の機運醸成、地域文化の振興、地域経済の活性化などを促進するイベントや広域的に展開されるイベントに対する支援を行っているところでございます。

先生御説明のありましたくわんか花火大会は、枚方まつりのメインイベントの一つでありまして、観客も五十万人とも聞いております。この枚方まつりに対しまして、先ほど説明いたしました財団法人大阪21世紀協会が事業参加という形で支援を行っているところでございまして、平成七年度につきましては、わずかでございまして、事業参加としてうち二千本を提供しているといったような状況でございます。

私ども、地域イベントは、府下市町村におきましてたくさん取り組まれておるわけでございます。それらのイベントは、それぞれの地域住民の盛り上がりや創意工夫によりまして、地域の個性や歴史、伝統を生かしながら後世に伝承していけるようなイベント、祭りとして自主的に実施されているのが実情であろうかと思っております。

今後、大阪21世紀協会の支援措置や既存のいろいろな制度が活用されまして、地域住民の主体的な参画のもと、そのイベントの活性化が図れるよう我々としても努めてまいりたいと考えております。

（鈴木和夫君） 私も枚方の市政の方におりまして、大阪府からの発想と市町村からの発想は若干私は違うと思います。今お話をお聞きいたしております、その論点の発想が違うので、なかなか議論が合わないというふうに僕は理解いたしました。

なぜかといいますと、この泉州マラソンにつきましては、九市四町という大きな広域的な市町村が集まって資金を出されるという、経済的な負担につきましても分散できるという私はメリットがあると思います。ところが、一市でやる場合につきましては、大変負担が大きいという視点、市町村から見ますと、そういった広域的なイベントになっておるにもかかわらず、実際の運営は一市でやっているという形からすると、私は、むしろそういう狭い範疇でやっている事業についても助成を出すべきではないかと思いますが、その辺の発想の視点につきましてお尋ねいたしたいと思います。

文化課長（松本薫君） 現在文化課といたしましては、先ほど御説明いたしましたように、今後、21世紀協会を通じまして、地域のイベントの支援の充実が図られるよう働きかけてまいりたいと考えております。

（鈴木和夫君） 細かい話で恐縮でございます。確かに21世紀協会、枚方まつりにつきましても協賛頂いております。うちを二千枚だけでございまして、それぐらいの形でしたら、あえて市町村が21世紀の方に御支援を頼むこともないわけございまして、私が今こういうお話を申し上げていますのは、先ほどの話がありましたように、今回の泉州マラソンにつきましては四点の基準を決定されて、内規といいますか、内部でされたと聞きました。

一つは、複数の市町村が共同で実施する大規模な市民参加型のものであり、少なくとも府内全域の在住者を対象したものであるということが一つ。それから、大阪を代表するようなものであるということが一つ。府民の文化、生涯学習の振興に寄与するというのが一つ。四つ目が、地域の振興や市町村の連携協調の促進につながるものとする。私は、この四点から照らしましても、複数の市町村が運営すること以外につきましては、枚方まつりというのは大変これに合っているというふうに思います。

そうしますと、こういった論点からしますと、大阪府としても、これだけの大きな二千万というお金を補助する限りには、補助基準というものを明確にしておかなければ、それぞれ市町村からそういった声が私は上がるのではないかと思います。そういった形で、今後のことを考えて、助成をするかどうかという議論は別といたしましても、こういった公金を助成するについては一つの基準が要ると私は認識いたしております。そのことにつきましてお教え願いたいと思います。

文化課長（松本薫君） 先ほども御説明いたしましたが、先ほどの補助基準五点は、今回の泉州国際市民マラソンに対する基準でございまして、今先生お示しの他のこういった行事についての基準があるのか、今後つくるとのことでございますが、今のところございません。そして、私ども単独で基準をつくれるようなもので

はございませんので、今後また庁内関係課と話し合いをしていきたいと考えております。

(鈴木和夫君) 大阪府下のそれぞれの市民団体が行われるそういう文化事業に対して、助成とか支援をなさるお気持ちは当然あるかと思えますけれども、そういった形の制度というものができないのかという御質問でいかがですか。

文化課長(松本薫君) 先ほど来、地域イベントは、それぞれの地域住民の盛り上がりと創意工夫によりまして、住民が自主的にその地域の個性や歴史、伝統を生かして後世に伝えていくということが基本的な考え方と考えておりますので、地域のイベントにつきましては、まずは地域でお考え頂きたいというように考えております。

(鈴木和夫君) 時間もございませんので、次の質問に移らせて頂きたいと思えます。

次は、同じ生活文化部の育英資金につきましてお尋ねいたしたいと思えます。

昭和二十七年の四月に設立されました大阪府の育英会につきましては、経済的に恵まれない生徒たちに学資を貸し付けて勉学の道を開く制度でございまして、お尋ねいたしますと、その人数は延べで十六万五千八百六十二人に上るそうでございます。大変に多くの優秀な人材に温かい手を差し伸べられたと、私はすばらしい施策であると思っております。

そこで、お尋ね申し上げますけれども、そのために、今回といいますか、毎年貸付件数あるいは貸付額が年々増加いたしております。それと比例いたしまして、ここ数年、滞納件数あるいは滞納金額が大変ふえてまいりまして、数字を拾いますと、滞納件数でいきますと、平成三年が九千五百五十五件、平成四年が九千七百十二件、平成五年が一万九百五十五件、平成六年になりまして一万一千六百八十件というふうにだんだんふえてまいりまして、滞納金額を見ましても、平成三年が五億八千三百四十四万円、平成四年が六億五千九百五十六万円、平成五年が七億九千五百五十二万円、それから平成六年になりますと九億六千三百十万円というふうに、貸し付けした比率から見ますと、平成三年が二〇・四七%、平成四年が二一・〇三%、それから平成五年が二二・八八%、六年が二四・九八%というふうに、大変滞納の率がふえてきております。

このことに関しまして、どのような理由で滞納額、滞納率がふえてきたのか、もし原因を分析しておられるのであればお教え願いたいと思えます。

私学課長(井川隆右君) 育英会の奨学金の滞納に関しますその原因の分析ということでございまして、滞納の増加がここ最近、傾向としてふえておりますことは先生お示しのとおりでございまして、私どももいたしましては、不況による支払い困難者の増加が主な原因ではないかなと、このように考えておるところでございます。

と申しますのも、六年度末の滞納件数、先生先ほど指摘頂きました一万一千六百八十件につきまして、滞納理由を分析してみたわけでございまして、その中で、定職につけない、あるいは不況による給料カット、また自営業の不振など、いわゆる生活困窮による支払い困難の方が全体の七〇%となっております。また、一度に返済ができずに分割で返済中の方が一七%。次に、返還できない理由を明らかにされないとか、また督促に回答がないなど返還に対して誠意の見られない方が九%。それから最後に、督促状があて先不明で戻されておまして、それら住所不明者が四%と、このような状況でございます。

以上のとおり、生活困窮による支払い困難者、これは分割返済者も含めまして合計で八七%にも達してございまして、先ほど申し上げました長引く不況が主な原因ではないか、このように考えております。

さらに、府育英会の事業といたしましては、年々人員枠の拡大あるいは単価のアップなど、その充実に努めてまいったところございまして、貸付人員の増に比例するように滞納人員も増加している、このような傾向になっております。

また、滞納額の面につきましても、育英会の充実に努めてまいりました結果、貸付金額の増額が要返還額の増にも連動いたしてございまして、先生お示しの平成三年度と平成六年度を比較いたしますと、要返還額は二十八億円から三十七億円と大きく伸びてきたこともございまして、これらが額の増加にもつながる大きな要因ではないかなと、このように考えているところでございまして。

(鈴木和夫君) 今御説明あった中で、特に返還に誠意のない者が九%という、この具体的な中身につきまして、もしよろしければお教え願いたいと思えます。

私学課長（井川隆右君） この返還に誠意のないといえますのは、例えば、督促状を送りましても、そのままナシのつづてになっておる場合、それから電話で督促をいたしましても居留守を使うといえますか、そういうふうなことで、なかなか本人との連絡のパイプがとれない、そういうふうなケースでございます。

（鈴木和夫君） そういたしますと、こういった滞納者に対して、育英会につきまして、どのような滞納に対する方策といえますか、手だてといえますか、そういったものをなさっているのか、お尋ねいたしたいと思えます。

私学課長（井川隆右君） まず、滞納者全員に対しまして、はがきによります督促を年四回、これは年間で延べ五万六百七十九件もの督促となっております。また、並行的に少しでも支払いが可能となりますように、定期返還時以外にも請求通知書を年六回送付するなど返還金の回収に努めておるところでございます。

しかしながら、先ほど誠意のないというところでもお答え申し上げましたように、応答のない場合、これは育英会職員三人、また嘱託員六人、計九人で電話による督促を行いますとともに、場合によりましては自宅へ出向き督促をしているところでございます。さらには、昼間に連絡がとれなかった、会社にお勤めのために自宅におられないというような方に対しましては夜間の督促を行うなど、また長期滞納者に対しましては、理事長名、弁護士名での催告書の送付を行うなど督促強化を図っているところでございます。

さらに、返還に誠意の見られない者で滞納年数、これは四年を超える者に対しまして、裁判所への支払い命令の申し立てといった法的措置も講じておりまして、その数も六年度末までには二千二十二人に上っております。

このような手順によりまして債権回収を図っておりますほか、より実効が上がりまますよう、年度当初には、その年の重点整理項目を定めまして回収に万全を期しているところでございます。

また、昭和六十一年度から年五%の延滞金の徴収及び繰り上げ返還者には五%の報奨金制度を導入しております、返還の向上に努めておるところでございます。その結果、年間六百件程度の繰り上げ返還であったものが、昭和六十一年度の導入時には千五十一件、さらに平成六年度では二千二十五件と大きく向上しておりまして、早期回収に大きく寄与しているというふう考えております。

（鈴木和夫君） 数字から見ますと、毎年この金額、件数ともふえているわけございまして、僕は、今ちょっとお尋ねいたしますと、育英会の方の滞納整理事務でなされている三名という方が、この約一万一千六百八十人に対する延滞の督促あるいは事務をしているという、それ以外に嘱託の方が六名という総勢九名でございますけれども、昭和五十九年は、滞納件数も五千五百というふうに、昨年六年度になりますと約一万一千件、倍以上になってきてまして、特に昨今は、本来の学費を勉学のために借りた方ですけれども、若年層のサラ金破産といえますか、そういった傾向が大変ふえてまいりまして、私の理解するところでは、こういった奨学金を借りる人も、本来の勉学に使わずにそういったものに充てるといふふうな事例も数件あるというふうに聞いておりますし、私は、これからいろんな世相の反映から考えますと、この延滞金というのはこれからもっともつとふえるであろうと。

そうするならば、今井川課長がおっしゃったように、それまでのそういった滞納の後処理よりも、むしろ返済のシステムそのものを見直す時期ではないかというふうに思うんですけれども、その辺についてお考えであればお示し願いたいと思えます。

私学課長（井川隆右君） 現在、督促整理の事務につきましては、事務方といたしまして三人プラス嘱託員六名で対応しておるわけでございます。ただ、育英会といたしましては、先ほどお示し頂きましたように、昨今の滞納増加ということから、昭和六十一年四月に電算処理システムを導入しましたほか、口座振替制度利用の促進を呼びかけるなど返還事務の効率化を図り、また夜間督促については全職員でこれに対応するなど万全を期しているところでございます。また、昭和六十三年に滞納整理班というものを設置いたしまして、滞納整理の一層の促進を図ってまいりました。また、六十一年からは、先ほど申し上げました法的措置等につきましても拡大強化をしてきたところでございます。

一方、未然防止という観点でございますが、これにつきましては、貸与終了前の奨学生に返還のしおりを送るほか、返還中の方にはチラシやパンフレットなどを配付いたしまして、この返還金が後輩の貸付金として活用されていくことへの返還意識の高揚と啓発に努められますように、こういう啓発に努めているところでございます。

以上のように、府育英会といたしましては、一万一千件を超える多くの滞納者ではございますが、可能な限り

きめ細かな対応に努めているところでございまして、今後とも滞納整理の促進に向け一層努力してまいりたい、このように存じております。

（鈴木和夫君） 滞納そのものの事務処理だけを考えますと、僕は今言いましたように、三名、六名の九名でやっておられる。単純に考えましても、だんだんふえてくるわけですから、今までの滞納処理事務だけでは対応し切れんであろうと。したがって、こういった貸付制度そのもののあり方も見直す時期に来たんじゃないかという認識をしているわけです。

例えば、実例から言いますと、高校に入ってお金を借りる、一年、二年借りて、三年卒業する時点で、あなたの奨学金は幾らですよ、ですからその時点で返済何ぼという形で決まるわけです。本来、普通の債務からしますと、借りたときに既に返済というものの計画が上がるわけですがけれども、育英会の貸し出しシステムについては、一たん一年、二年、三年次終わってから、全部の年次が終わってから、改めて返済が始まるという、借り手からしますと一番ありがたい話で、当然無利息な形でございましてけれども、そういったことを考えますと、確かに借りやすいけれども、返すのは後でもいいというこの育英会の資金の考え方は、確かに経済的な困窮で貸すという制度でもありますけれども、そういった社会的なルールとして、お金を借りたらきちんと返すというルールを子供たちに教えるのも、私は、この育英会の制度のシステムではないかと理解しております。

そういったことを考えると、そういった貸し出しをして返済するシステムそのものも、僕は形としては見直す時期ではないかというふうに考えておるわけでございまして。

それで、具体的に、滞納は確かに育英会の事務局がやりますけれども、貸すのは、お聞きいたしますと、学校の方で全部貸す事務をしているという。私は、学校の方にもそういった形で、滞納した分についても、学校にもそういった返済をするようなシステムが考えられないのか、お尋ねいたしたいと思っております。

私学課長（井川隆右君） 育英会の貸し付けの手順につきましては、学校が窓口となっております、教育現場におきましても、先生お示しのような、この奨学金の持つ意味が将来の後輩のためのものになるんだということも含めて、現在貸し付けの際にそういう指導もして頂いているところでございまして。

（鈴木和夫君） 余りこればかりに時間をとれませんので、最後に御要望といいますが、一つの提案でございましてけれども、最近は、ほとんどいろんな貸し出し、ローンにつきましても、民間を含めまして保証制度というのがありまして、もし本人が払えない場合につきましては、保証制度によって、何がしかの保証料は要りましてけれども、それが自動的に債務保証するというシステムが今主流でございまして、育英会そのものにそういったものを適用するかどうかは議論があるかと思っておりますけれども、これだけの約十億近い滞納が出てくるのであれば、金額にすると約七千から八千人ぐらいの方が新たに借りられる金額でございまして、ましてや、ごてて滞納すると事務も複雑になってくるわけですから、そういった保証制度を導入するののも一つの方策ではないかと思っておりますので、引き続きまた御検討をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それから、最後もう一点だけ、防災計画につきまして御質問申し上げたいと思っております。

一月の十七日に起こりました阪神大震災につきまして、先ほど森山委員の方からも防災計画につきまして御指摘がありましたので、私は、防災計画策定についてだけ絞り込んで御質問申し上げたいと思っております。

先ほどの代表質問、一般質問でも、防災につきましては質問が出ておまして、本府の地域防災計画につきましては、平成八年度末を目途に策定を進めておられると聞いております。

私は、そこでお尋ねしたいのは、それぞれ各大阪府下の四十四市町村でもそれぞれ独自でその地域の防災計画の見直しが始まっております。私は、大阪府として、それぞれの四十四市町村がどのような防災計画が進んでいるのか、進捗をもしおわかりであればお教え願いたいのが一つ。

それから、本府がそれぞれの市町村とどのような防災計画につきましても連携をとっておられるのか、まず最初お尋ねいたしたいと思っております。

防災計画室長（島瀬善彦君） このたびの大震災を契機といたしまして、府下の各市町村におきましても、それぞれの地域防災計画の見直しのための検討がなされているところであります。そのスケジュールでございまして、平成七年度中としているところは大阪市一市でございまして、応急対策に係る急がれる部分についてだけ一部修正を予定しております。次に、平成八年度中としているところが堺市など十七市町村、平成九年度中が枚方市など二十市町でございまして、残りの六市町が時期未定となっております。

この計画見直しのスケジュールにつきましては、市町村それぞれの御事情もございますので、すべて一律にすることは困難な面がございますが、府の計画と整合性を図りますため、できるだけ府の計画見直しのスケジュールと合わせて行うよう指導いたしているところでございます。

次に、府市の連携についてでございますが、まず市町村は、災害対策基本法によりまして、市町村長を会長とする市町村防災会議において地域防災計画を策定することとなっておりますが、その作成や修正に当たりましては、都道府県地域防災計画と整合性を保つため、知事と協議を行うこととされております。このため、市長会と町村長会がこのたび共同いたしまして、府下四十四市町村の防災計画担当課長で構成されます防災計画協議会を新たに設置したところでございます。この協議会は、市町村相互の情報交換や意見交換を行いますとともに、関係機関との連絡調整も図ることを目的といたしております。

本府といたしましても、この協議会にオブザーバーとして参画し、市町村の計画見直しが府の計画と整合がとれ、統一的な見直しが行われるよう指導しているところでございます。

また、府の計画見直しに当たりましては、消防力の強化とか備蓄物資の充実など、課題ごとに十二のワーキンググループを設置して作業を進めておりますが、そのすべてにこの協議会からもメンバーとして御参画を頂いております。市町村の御意見が府の計画にも反映されるよう努めているところでございます。

(鈴木和夫君) ほかの事業と違いまして、特に震災対策につきましては、私は、大阪府の防災計画があって市町村の防災計画があるというふうに認識しております。したがって、それぞれ各市町村で独自でやるということがないということは、当然災害対策基本法によっても明らかなんですけれども、今御答弁頂きまして、平成八年で策定するところは十七市町、平成九年二十一市町、それから六市町についてはまだ決まってないという、私は、これになると、大阪府としての防災計画というのはあり得ないと思うんです。それぞれ大阪府の中に四十四市町村がありまして、それとまず整合性をとってリードするのが大阪府の役割ではないかと思えますけれども、私は、今このお話を聞きましてびっくりしたんですけれども、本来こっちと合わせてやるところに整合性という意味があると思うんです。

六市町について、この辺については全くできないということではないわけですか。

防災計画室長(島瀬善彦君) ちょっと言葉足らずな説明で恐縮でございます。六市町につきましては、計画見直しは行う、ただ現在、何年度に完了させるかが未定である、こういうものでございまして、失礼をいたしました。

(鈴木和夫君) そうしますと、大阪府の防災計画の策定の完了が八年度の末であるという。平成九年以降の市町村は、確かに大阪府のに基づいてやるからいいと思います。ところが、問題は、八年でやる分については、平成八年ででき上がるのが十七市町村、大阪府も同じ時期であるという、大阪府との整合がとれなければ、この八年に策定する十七市町についてはもう一度見直しせないかんというふうになりますけれども、そういう考えていいんですか。

防災計画室長(島瀬善彦君) 地域防災計画につきましては、大体大阪府の場合、毎年見直して取り組んでおりまして、市町村も必要の都度行うことになっておるわけでございますが、先生のお尋ねの件につきましては、府の計画策定の作業と市町村の計画見直しの作業がばらばらにならないように、整合のとれたものとするよう指導してまいりたいと思っております。

(鈴木和夫君) 僕、くれぐれも - 地震というのは、別に自分の地元の枚方市だけに起こるという、そんな軽微なものじゃなくて、恐らく大阪府の方でも震度七の設定で被害状況を今各市町村の方に調査をかけて資料をとれというふうな指示をなさっているというふうに思いますけれども、先ほどこういう防災計画の策定の年次につきまして、僕は、府としてもっと強い指導でいついつまでにやりなさいというのが、防災計画の府としての考えがなかったら進まへんというふうに思います。

それで、六市町につきましても、早くやりなさいという形の強い話をしなければ、確かに地方分権で市町村の自主性ということもありますけれども、大阪府がそういうふうな形では市町村に対して言えないんですか、お尋ねいたしたいと思えます。

防災計画室長（島瀬善彦君） 府と市町村、それぞれ独自性と申しますか、主体性を持っておりまして、要は連携を図りながら今後進めていくことではないかと思っております。先ほどのお答で、六市町について時期が未定であると申しましたのは、平成八年度末までにやるのか、九年度までにやるのか、これが未定であるということございまして、それ以後になるというものではございませんので、御了承頂きたいと思えます。

（鈴木和夫君） わかりました。

そうしたら、そういうことで、僕は大阪府と市町村の防災計画の見直し作業に回っていくについての分で、具体的に三点ほどの例でお尋ね申し上げたいと思えます。

一つは、情報伝達という意味で、先ほどの本会議でも指摘されてましたけれども、行政無線についてお尋ねいたしたいと思えます。

今、大阪府としましては、市町村との直結のそういう防災無線については整備するという、それぞれ独自で、まだ実施してない市町村も何市かございますけれども、それぞれ市町村でも独自の市町村の防災行政無線を持っております。大阪府がそれぞれの市町村との防災無線はありますけれども、その市町村の防災無線は、それぞれの地元の病院であるとか消防署であるとか、移動であるとか固定であるとかありますけれども、そのままダイレクトに、大阪府の今回整備されようとする防災無線は、それぞれ市町村までの、そういった救急病院であるとか、末端の移動のモバイルまでそういう防災無線が行くかどうか、お尋ねいたしたいと思えます。

防災計画室長（島瀬善彦君） 府県の防災行政無線と市町村の防災行政無線は、知事や市町村長がそれぞれの権限や責任に基づきまして整備されておりました、電波法上の免許も異なり、それぞれ独立した通信システムでございます。

お尋ねのございました府の防災行政無線と市町村防災行政無線との接続の問題についてでございますが、例えば気象台からの津波警報など緊急に伝達する必要性の高い情報につきましては、市町村の無線と直結して自動的にスピーカーで警報を流すことなどが考えられます。そういうことで、府県の無線と市町村の無線のうち、住民への情報伝達手段でございます同報無線との接続につきましては、これも誤った情報が流れた場合の対処方法とか責任の問題等もございまして、制度上には接続が可能でございます、市町村とも協議しながら今後研究してまいりたいと存じております。

また、今後の本府の防災行政無線の再整備に当たりまして、医療機関などへの端末局の増設や、被災現場へ直行し情報収集するための衛星中継車の導入など、防災情報ネットワークを拡充いたしまして、市町村など関係機関との情報伝達体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

（鈴木和夫君） 先ほどの御答弁で、同報無線については、そのままダイレクトに大阪府から、それぞれ市町村の同報無線の末端ですから、恐らく小学校とか公民館とかの放送施設だと思いますけれども、僕は、それであれば、防災無線だって技術的には可能なわけですから、法整備が要るかもしれませんけれども、それにつきましても、大阪府と市町村が連携をとれるような体制を、ぜひとも、今回の見直しに入るのであれば御検討願いたいと思えます。

それから、二つ目に、備蓄倉庫につきましてお尋ね申し上げたいと思えます。

大阪府につきましては、上汐町に一カ所というふうに聞いてますけれども、一カ所にありまして、大阪府の備蓄倉庫がある所在地は大阪市でございます、もしあのような阪神大震災がありましたら、枚方の住民の方が取りにこようと思っても、大阪市に食べられてございませぬので、私は、この備蓄倉庫の設置のあり方につきましては、大阪府のものであったとしても、それぞれ市町村の方に委託をして、きめ細かい近い距離で置くのが備蓄倉庫の発想ではないかと思えますけれども、その辺、大阪府として備蓄倉庫についてどのようなお考えなのか、お尋ねいたしたいと思えます。

消防防災課長（島田耕一君） 先生お示しのように、備蓄倉庫は、現在上汐町に一カ所ありまして、そのほか七つの府民センタービルに毛布などを分散備蓄いたしております。

備蓄の現状といたしましては、アルファ米五万食、政府乾パン四万五千食というものを上汐町の備蓄倉庫に備蓄いたしております、そのほか毛布九万枚、肌着三万三千枚というふうなものを備蓄いたしておるわけでございます。

お示しのように、備蓄は、一義的にはこれは市町村が応急の救助を行うために必要なものでございます。大阪



府の備蓄物資といえますものは、市町村が一時的に救助しました以降、足りないものについて支援補強をするというふうな、こういう役割分担になっておるわけでございますので、そういう意味からいたしますと、分散して配置するということが好ましいわけでございます。

今後、この備蓄のあり方 - 現在大阪府におきましては、大体想定所要量の半分というものを大阪府が備蓄すると。他府県はほとんど市町村が備蓄しているという状況でございますが、大阪府は約半分を担うというかなり前向きな姿勢でやっておるわけでございますが、将来に向かいますと、運ばなくても、そして発生直後の全く初動の段階での給水、給食、毛布というようなものを確保するという意味からしましても、市町村の担う役割が非常に大きゅうございますので、今後このことにつきまして、また新たな防災計画の検討の中で市町村ともども協議しながら進めてまいりたいというふうな考えております。

(鈴木和夫君) あわせて、もう時間もありませんので、耐震性の防火水槽といえますか、水槽について、備蓄倉庫と僕は同じような発想も要ると思いますので、どういってお考えか、お示し願いたいと思います。

消防防災課長(島田耕一君) 現状をちょっと申し上げますと、耐震性貯水槽は三百六十八基 - これは平成六年末でございますが - ございまして、大阪市内には三百四十二基、府下には二十六基ということで、府下の数が少ないということは明らかでございます。しかしながら、今年度におきましては、三十三基と - 例年二基ないしは三基程度、ここ数年来、それぐらいの整備状況でありましたが、本年度は三十三基というふうな整備計画がございまして、特に府下におきましては、枚方市を初め十四市町に二十基を設置するというふうな計画がございまして、これは、大幅な補助制度の拡充ということもございましたが、今後府下の市町村に対しましても設置の促進を図りまして有効な配置となるように努力してまいりたいというふうな考えております。

(鈴木和夫君) もう時間がありませんので、今、備蓄倉庫と水槽につきまして一緒に合わせて質問したいんですけども、備蓄倉庫につきましても、事前に各市町村の備蓄状況のリストをもらったんですけども、大変市町村によってばらつきがある、毛布につきましては六町村以外は全部ありますけれども、お米につきましては八市しかないという、特にまた副食でも四市しか置いていない、乾パンは十四市町村が置いているという形で、大変ばらつきがあるわけで、僕は、それぞれの市町村に任せますと、こういったばらつき - 先ほどの貯水槽につきましても、三百六十八のうち、大阪市内に三百四十二で、府下の衛星都市にあるのが二十六という、大変バランスに欠けた状況だと思いますので、こういった大阪府下での適正といえますか、バランスのいい配置というのは、大阪府の方からこの防災計画に基づいて市町村の方に指示をしてあげなければ僕はでけへんと思います。

だから、冒頭言いましたように、大阪府の防災計画があって初めて市町村の防災計画があるということで、僕は、どんどんそういった形での強い指導というものが大阪府になれば市町村だけではできない、ましてや備蓄倉庫にしても貯水槽にしても財源が要るわけですから、市町村にとっては、本来であればそういった金によりまして縮小ぎみにならざるを得ないという、その中でも、あれだけの大きな震災があって、それぞれ大阪府民は身にしみて感じているわけですから、大阪府だって今がチャンスだと思いますし、強い姿勢で大阪府の防災計画の見直しについて市町村に対し伝えるということが一つ。

それからまた、役割分担といえますが、私は、一月の十七日に起こりまして、枚方市におりまして、一番感動したことが一つあります。それぞれ神戸市や芦屋市や西宮市、大変救援物資が足りないということで、私たち、すぐその翌日に枚方市独自で救援物資を運びました。それから、たしか二日後でしたか三日後でしたか、大阪府の方からそれぞれの四十四市町村に指示がありまして、枚方市の場合であれば芦屋市へこれとこれを持っていきなさいというふうな、それぞれ独自の市町村が兵庫県のそれぞれの市町村に物資を運ぶと偏るということで、大阪府が指導されて、音頭をとられて、うまく均等に大阪府からの救援物資が届くように指導された話を聞きました。

私は、それこそ本来の大阪府と市町村の整合性のとれた施策だと大変感動いたしまして、私は、今回のこの見直しにつきましても、大阪府のそのような指導のもとですれば、市町村との本当の協調した防災計画ができると思いますので、重ねて、今八年に向けて - 八年というあと一年わずかでございますけれども、本当にそういった意味で、市町村との連携を密にして頂くということを提言いたしまして、時間が参りましたので、質問を終わります。ありがとうございました。